

伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付要綱

全部改正 令和元年6月28日告示第30号

改正 令和6年3月25日告示第41号

改正 令和7年12月26日告示第164号

第1 趣旨

市長は、企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用の創出を図るため、市内において企業立地設備投資奨励事業を行う者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「企業立地設備投資奨励事業」とは、民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）が事業規模を拡大する目的で行う市内での工場等の設置又は機械設備等を導入する事業をいう。
- (2) この要綱において「事業規模を拡大する」とは、設備投資額が1億円以上で、かつ次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 工場等の設置又は機械設備等の購入に係る業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びにその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ）、その子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）及びその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあっては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあっては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が、1人以上増加すること。
 - イ 工場等の設置又は機械設備等の購入に係る業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等の従業員の数が0人以上1人未満増加し、かつ市長が定めるところにより算出した生産性が10パーセント以上向上すること。
- (3) この要綱において「工場等」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）（産業分類の小分類番号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下これらを「工場」という。）

イ 産業分類の小分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設（以下「研究所」という。）

ウ 産業分類の中分類番号44の道路貨物運送業若しくは中分類番号47の倉庫業若しくは小分類番号484のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分類に係る施設であって別に市長が定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）

エ 地域産業の活性化及び雇用の創出に資するものと市長が特に認める施設

(4) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当することをいう。

ア 特定企業等が、工場等の建物の新築若しくは増築又は購入を行い業務を開始すること。

イ 工場等の建物の新築又は増築に係る工事請負契約日又は工場等の建物の購入に係る建物売買契約日から2年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(5) この要綱において「機械設備等の購入」とは、次に掲げる要件の全てに該当することをいう。

ア 工場等が、事業規模を拡大するに当たり新たに必要となる償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を購入し、業務を開始すること。

イ 工場等の設置を伴う場合にあっては(4)イの期間に1年を加えた期間内に、工場等の設置を伴わない場合にあっては最初の償却資産売買等契約日から1年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(6) この要綱において「設備投資額」とは、企業立地設備投資奨励事業に伴う工場等の設置に要する費用及び機械設備等の購入に要する費用を合計した額(消費税を除く。)から用地取得費、建物及び機械設備の賃借料、機械設備の移設費及び撤去費、建物の解体工事費、造成工事費を除いた額をいう。ただし、直系血族間又は自己が役員となっている法人との間の取引、親会社、子会社、関連会社間の取引その他これらに準ずる取引に係る費用は含まない。

第3 奨励金交付の対象及び交付率(額)

(1) 奨励金交付の対象

企業立地設備投資奨励事業に係る工場等の家屋及び償却資産に賦課される固定資産税とする。ただし、企業立地設備投資奨励事業の業務を開始した日以後最初に賦課される固定資産税とする。

(2) 交付率(額)

(1)の固定資産税の額の2分の1の額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、500万円を限度とする。

第4 事前協議

(1) 提出書類 各1部

ア 事前協議書(様式第1号)

イ 事前協議等概要調書(様式第2号)

(2) 提出期限

企業立地設備投資奨励事業に係る工場等の建物の新築若しくは増築が完了する日又は機械設備等の償却資産の購入が完了する日まで

第5 事前協議の変更

提出書類 各1部

ア 事前協議変更書(様式第3号)

イ 事前協議等変更概要調書(様式第2号)

ウ その他市長が必要と認める書類

第6 指定の申請

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 交付指定申請書（様式第 4 号）
- イ 事業計画書（様式第 5 号）
- ウ 雇用者数一覧表（様式第 6 号）
- エ 定款又は規約
- オ 会社案内
- カ 市税の滞納がないことを確認できる書類
- キ 設備投資額を証する書類の写し（家屋及び償却資産の売買契約書等）
- ク 公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

業務を開始する日まで

第 7 指定の決定

- (1) 市長は、第 6 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、奨励金の交付に係る指定を決定し、その旨を指定事業者に通知するものとする。
- (2) 市長は、(1)の決定について条件を付すことができる。

第 8 指定の取消

- (1) 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の指定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 指定を受けた事業を休止し、又は廃止若しくは廃止の状況にあると認められるとき。
 - イ 指定の要件を欠くに至ったとき。
 - ウ 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
 - エ 市税を滞納したとき。
 - オ 法令等の規定に違反したとき。
 - カ 前アからオまでに掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当するとき。
- (2) 市長は、前(1)の規定により指定を取り消したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

第 9 交付の申請

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 交付申請書（様式第 7 号）
- イ 事業実施報告書（様式第 5 号）
- ウ 雇用者数一覧表（様式第 6 号）
- エ 固定資産税内訳書（様式第 8 号）
- オ 交付対象年度の固定資産名寄兼課税台帳の写し
- カ 交付対象年度の償却資産申告書の種類別明細書の写し
- キ 市税の滞納がないことを確認できる書類
- ク 公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

業務を開始した日以後最初に賦課された固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度の 5 月末日まで

第10 実績報告の省略

市長は、第 9 の交付の申請に掲げる書類の提出をもって実績報告を受けたものとみなす。

第11 交付決定及び確定通知

市長は、第 9 の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付決定通知書兼交付確定通知書を当該指定事業者に通知するものとする。

第12 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 9 号）

(2) 提出期限

交付決定通知書兼交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第13 地位の承継

指定決定者から相続、合併、分割、営業譲渡等により事業を継承したものは、第 7 の規定により指定を受けた事業が継続される場合に限り、その地位を承継することができる。

第14 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の奨励金から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年度に着手した企業立地設備投資奨励事業に対する奨励金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月25日告示第41号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示中第2(2)アの改正規定（「その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を「その親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、その子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）」に改める部分に限る。）は令和8年1月1日から、その他の規定は公示の日から施行する。

- 2 改正後の告示の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得（賃貸借を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び造設については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地設備投資奨励事業事前協議書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付要綱第4の規定に基づき、伊豆の国市企業立地設備投資奨励事業を次のとおり実施したいので、関係書類を添えて事前協議します。

記

1　事業の目的

2　事業の内容

様式第2号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事前協議等概要調書（事前協議等変更概要調書）

1 企業等の名称（子会社等が業務を行う場合は、業務を行う企業名）

2 代　表　者

3 企業等の沿革　　会社設立　　年　　月

4 資本（出資）金　　千円

5 雇用者数　　人

6 業　　種

業種名（日本標準産業分類表による）

主要製品、研究内容又は取扱品目

主要取引先又は荷主等

7 本社所在地

8 本社以外の事業所名（所在地）

9 過去の奨励金交付実績

（過去に伊豆の国市企業立地設備投資奨励金の交付を受けた実績がある企業等のみ記入）

交付年度

奨励金額

交付対象事業所名

10 最近3期の業績（3期分の決算書を添付する場合は記入不要）

（1）貸借対照表

（単位：千円）

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
建物構築物				社債等			
設備資産額				長期借入金			
土地				引当金等			
建物仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
繰延資産				剰余金			

（2）損益計算書

（単位：千円）

	年月	年月	年月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			
期中平均従業員数			

11 施設の状況

(1) 施設

区分	面積(m ²)	投資金額(百万円)
土地		
安全対策		
建物		
設備		
合計		

(注)

賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

(2) 設置日程

用地取得(予定)日	年 月 日
事業着手(予定)日	年 月 日
着工(予定)日	年 月 日
完成(予定)日	年 月 日
業務開始(予定)日	年 月 日

(注)

- ・用地取得(予定)日は、用地の売買又は賃貸借の契約締結日(又は予定日)を記入してください。
- ・事業着手(予定)日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日(又は予定日)を記入してください。
- ・業務開始(予定)日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日(手形の場合は決済日)を記入してください。

(3) 資産の取得形態(該当するものに○をしてください)

- ・土地： 購入 リース 自社有地
- ・建物： 購入 リース 既設
- ・機械設備： 購入 リース

(4) 施設の設置場所

(5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容

(6) 操業時の雇用計画

(単位：人)

		正従業員	パート
当該事業所	現在		
	操業時		
県内全事業所	現在		
	操業時		

(7) 設置する工場の操業後の売上高及び雇用計画（見込み）（単位：千円、人）

区分	年 月 期	年 月 期	年 月 期
売 上 高			
雇用人数			

(8) 県内全事業所の雇用計画及び生産計画（見込み）

区分	正従業員 (人)	パート (人)	生産品目	1 生産量（／月）
				2 生産額（百万円／月） (該当する番号を○で囲むこと)
現在				
操業 1 年				
操業 2 年				
操業 3 年				

(注) (6) の県内全事業所で、現在と操業時の従業員の数（正従業員の数とパートの数との合計数（パートは、1／2換算とする。）を比較し、後者から前者を減じた数が0人以上1人未満の場合のみ記入すること。

(9) 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果

(注) 親会社及び子会社等により事業を実施する場合は、1～10の項目については、企業ごとに作成すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地設備投資奨励事業事前協議変更書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付要綱第5の規定に基づき、伊豆の国市企業立地設備投資奨励事業を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて事前協議します。

記

1　計画変更の理由

2　変更の内容

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地設備投資奨励事業交付指定申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付要綱第6の規定に基づき、伊豆の国市企業立地設備投資奨励事業の指定を申請します。

記

1　事業の目的

2　事業の内容

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（事業実施報告書）

1 事業所（工場・研究所）等の名称

2 設置場所

3 事業区分 建物（新築・増築）

機械設備（新規・更新）

※該当するものを○で囲む。

4 事業概要

（1）工場等の設置

- ①事業用地の概要（土地一覧（地番、地目、面積、取得日）、公図写し）
- ②施設の概要（構造、床面積、建築費、建築請負契約日、建築工期等）
- ③施設図面（計画平面図、計画立面図等）

（2）機械設備等の購入

- ①導入設備一覧表（設備名称、取得価格、耐用年数、取得日等）
- ②設備配置図

※該当する（1）又は（2）の資料を添付すること。

5 設置（予定）日

用地取得（予定）日	年　月　日
事業着手（予定）日	年　月　日
着工（予定）日	年　月　日
完成（予定）日	年　月　日
業務開始（予定）日	年　月　日

（注）事業着手日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日のうち最も早い日を記入すること。

6 従業員雇用（予定）人数

	特定企業等の 県内全事業所		特定企業等の 当該事業所	
	正従業員	パート	正従業員	パート
前1年間の平均	人	人	人	人
業務開始（予定）日の 属する月末	人	人	人	人

(注)

- (1) 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）であって、県内（市内・市外）居住者の人数を記入すること。
- (2) 前1年間の平均は、事業着手日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

7 雇用及び生産計画（予定）

	特定企業等の県内全事業所			
	正従業員 (人)	パート タイマー (人)	生産品目	1 生産量（ /月） 2 生産額（百万円/月） (該当する番号を○で囲むこと)
前1年間の平均				
後1年間の平均				
後2年間の平均				
後3年間の平均				

(注)

- 1 第2(2)イに該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 3 前1年間の平均は、事業着手日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年間の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生産品目は、特定企業等の県内全事業所で生産される主な品目を記入すること。

8 設備投資金額(予定)

区分		金額
土地		m^2
建物	事業用	m^2 円
	その他	m^2
償却資産	(機械設備等)	円
	(その他)	
合計		円

9 資金財源内訳(予定)

区分		金額
自己資金		円
借入金		円
	計	円
補助金等		円
合計		円

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

雇用者数一覧表

企業名

年月	事業所台帳 異動状況紹介上の雇用者数		特定企業等の県内全事業所				特定企業等の当該事業所			
			県内事業所勤務		県内に住所を有する一般被保険者及び高年齢被保険者		県内に住所を有する一般被保険者及び高年齢被保険者(e)のうち当該事業所に勤務している者			
	うち県外事業所に勤務する者	うち県外に住所を有する者	うち正従業員	うちパートタイマー	うち正従業員	うちパートタイマー	うち正従業員	うちパートタイマー		
	a	b	c=a-b	d	e=c-d	f	g	h	i	j
年 月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
月										
前1年間の平均										
前1年間の平均 (1/2換算)										

年 月 (業務開始月末)									
業務開始月末 (1/2換算)									

※要綱上の従業員数…雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）パートタイマーは1／2換算。

※前1年間の平均…事業着手日の属する月の前月から起算して前1年間の平均
(1／2換算前に小数点以下切捨)

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

企業立地設備投資奨励金交付申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

電話番号

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

年　　月　　日付け　　第　　号により指定を受けた伊豆の国市企
業立地設備投資奨励金事業の奨励金交付を受けたいので、関係書類を添えて申
請します。

記

1 交付申請額　　円

2 関係書類　　別紙のとおり

様式第8号（用紙　日本産業規格A4縦型）

固定資産税内訳書（　　年度課税分）

1　家屋

所在地地番	構造	床面積 (m ²)	取得年月	課税標準額 (円)	固定資産税 (円)
合計					

2　償却資産

資産の名称	数量	取得年月	取得価格 (円)	特例 有無	課税標準額 (円)	固定資産税 (円)
合計						

3　合計

区分	固定資産税 (円)
家屋	
償却資産	
合計	

※企業立地設備投資奨励事業の交付対象となる設備投資についてのみ記入すること。

様式第9号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書

金 _____ 円

ただし、　　年　月　日付け　　第　号により補助金の交付の確定を受けた
企業立地設備投資奨励金を上記のとおり請求します。

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

所 在 地

名 称

代表者名

印

電話番号

担当者名

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義